

工事番号 411

開札日 H31.3.13

寄せられた質問と回答

工事名 ウトロ漁港 西防波堤改良その他工事

質問月日	質問	回答
H31.2.26	<p>1. 既設の根固めブロック、被覆ブロックを撤去するために床掘が計上されていますが、床掘下面にこれらブロックが存在するため、一般的な施工条件とは異なります。また、場合によっては薄層であることも考えられることから、現地状況を踏まえて、設計変更の対象となりますでしょうか？</p> <p>2. 基礎捨石投入では、投入する断面積が小さいため、一般的な投入方法で行うと過大な投入とすることから、慎重に行う必要があります。また、合計捨石量も 245m³ と少量であることから、市場単価の適用範囲を外れていると思われます。施工実態を踏まえ、設計変更協議の対象となりますでしょうか？</p> <p>3. ケーシング長について 15m となっておりますが、市販の架台では大水深（10m 以上）では施工が困難と考えます。水中不分離コンクリートへの材料変更など設計変更の協議事項となりますでしょうか？</p>	<p>1. 床掘下面に配置されている既設ブロック（被覆・根固）を破損しないよう配慮した施工が必要となる等、床掘の施工方法を変更せざるを得ない現場条件であることが判明した場合には、特記仕様書 工事仕様 第 1 条 海上地盤改良工 1. 床掘工 2) に記載しているとおり、設計変更協議の対象と考えます。</p> <p>2. 直接投入により難しい場合など、現場条件に設計図書と著しい差異が判明した場合には、設計変更協議の対象と考えます。</p> <p>なお、捨石投入については、港湾請負工事積算基準のとおり、施工規模によって歩掛が補正されております。当該工事の施工規模は、標準歩掛を著しく逸脱するものではないことから、施工規模による設計変更は協議の対象と考えておりません。</p> <p>3. 当該工事の現場条件にあつては、ケーシングを用いた水中コンクリートの施工が困難な現場条件とは判断しておらず、水中不分離性コンクリート等に材料変更することは考えておりません。ただし、現場条件に設計図書と著しい差異が判明した場合にはこの限りではありません。</p>